

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	鳥取市 固定資産税事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は固定資産税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取市長

## 公表日

令和8年1月5日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税事務
②事務の概要	<p>地方税法及び鳥取市税条例により市内に所在する固定資産(土地・家屋・償却資産)に対し、賦課期日(毎年1月1日)現在所有している者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)に固定資産税を課税する。</p> <p>以下の固定資産税賦課事務において、特定個人情報を取り扱う場合は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従う。</p> <p><b>【課税資料等収集事務】</b></p> <p>①登記済み通知書の受領(紙) 法務局から登記異動があった物件に関する通知書を受領する。</p> <p>②償却資産申告書の受領(紙、eLTAX) 事業実施者から提出される償却資産申告書を受領する。</p> <p>③その他固定資産に関する情報の収集 固定資産の評価にあたり必要な情報がある場合は、関係部署に情報提供の依頼を行う。</p> <p><b>【評価事務】</b></p> <p>①土地の評価 実地調査を行い、土地の評価額を算定する。</p> <p>②家屋の評価 実地調査を行い、家屋の評価額を算定する。</p> <p><b>【賦課決定事務】</b></p> <p>①登記異動情報の入力 登記済み通知書により入手した登記異動情報を固定資産税システムに入力する。</p> <p>②評価情報の入力 実地調査の結果又は申告された償却資産について固定資産税システムに入力する。</p> <p>③賦課の決定 固定資産税システムにより名寄せし、計算した税額で賦課決定する。</p> <p>④納税通知書の送付 賦課決定された内容について、納税通知書を作成し、送付する。</p> <p><b>【賦課更正事務】</b></p> <p>①賦課の更正 市の調査や新たな課税資料の発見又は納税義務者からの申し出等により賦課決定の内容に変更が生じる場合は、賦課の更正を行う。</p> <p>②更正の通知 賦課の更正を決定した場合は、納税義務者及び国民健康保険担当者にその旨の通知を行う。</p>
③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)固定資産税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表 24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[      実施する      ]</p>

②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表  (別表における情報提供の根拠)  なし。固定資産税事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。  (別表における情報照会の根拠)  24の項</p> <p>番号法第19条第8号の利用に基づく主務省令  (情報提供の根拠)  情報提供は行わない。  (情報照会の根拠)  第2条の表48の項</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務・債権管理局固定資産税課
②所属長の役職名	固定資産税課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	

<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	総務部税務・債権管理局固定資産税課 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-30-8156
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ <input type="checkbox"/> ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る積極的なガイドライン」に従い、住基ネット照会を行う際は4情報または住所を含む3情報による照会を行うこととしている。また、個人番号及び本人情報が記載された書類の收受及び廃棄に当たっては、特定個人情報の取扱いに関して手作業が発生するが、いずれの局面においても複数人での確認を行い、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分に行っている    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [    ]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業員に対する教育・啓発</p> </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[    十分である    ]</div> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	事務の性質上、特定個人情報の入手は対象者からの申請が主なものとなる。必要な情報以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

